

勤労者販賣酒に關する質問主意書

右質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十一日

小川友三

參議院議長 松平恒雄殿

昭和廿參年壹月廿四日

勤労者販賣酒に関する質問主意書

日給制による勤労者及び一般勤労者は收入少なく一升五百円以上の酒の自由販賣は到底買う事の出來ざる收入である。煙草も十本賣であるから求められるので百本賣りでは買えない事である。酒も一合賣りせざる限り、勤労者に求められない現状を政府は知るべきである。

現在一升賣五百円、五百五十円の酒は百%が闇商人及びこの類似せる人々に買われてある。片山總理大臣は勤労者の味方でありながら、この事実に対し一合賣りを現実すべきであるが御所見を問う。

右質問に対し答弁を求む。